

## コンプライアンスに関する規程

### 第1条（コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者）

役職員は、NPO法人はんどいんはんどにおけるコンプライアンス（この団体又は役職員等がこの団体の業務遂行において法令（この団体の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

第2条 理事長を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

### 第3条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表）

コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1)コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2)コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3)原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員等の処分及び再発防止策の公表

## 附 則

（施行日） この規程は、2024年4月1日より施行する。